



2025 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 東 京 コ ス モ ス 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 門 田 泰 人
(コード番号：6772 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 西 立 野 竜 史
(T E L 046-253-2111)

(開示事項の経過) Bourns Japan Holdings LLC による 当社株式に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ

東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「当社」といいます。）は、2025 年 6 月 10 日付「Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（2025 年 6 月 13 日付「（訂正）Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「2025 年 6 月 10 日付プレスリリース」といいます。）のとおり、Bourns Japan Holdings LLC（以下「公開買付者」といいます。）において、本公開買付開始の前提条件（2025 年 6 月 10 日付プレスリリースにおいて「本前提条件」と定義された用語と同一の意味を有します。以下同じです。）が充足され、又は、公開買付者により放棄された場合に、当社の普通株式に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、当社の 2025 年 6 月 24 日開催の第 68 回定時株主総会後、2025 年 6 月 30 日（予定）に開始することを予定していることを公表しておりました。

その後、公開買付者の 2025 年 6 月 27 日付「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」と題するプレスリリース（公開買付者によれば、同プレスリリースは、2025 年 6 月 27 日に兜俱樂部への投げ込みにより開示されているとのことですが、当社ではこの開示は確認できていません。）によれば、本公開買付けの開始に向けた当社との協議の過程で、当社が第三者から「当社に係る未公表の重要事実等（法第 166 条第 2 項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。）及び同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。）」（以下「重要事実」といいます。）に関わる情報を受領したことが明らかになり、公開買付者は本公開買付契約（2025 年 6 月 10 日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。）に基づき当該情報を受領した旨の伝達を受けたとのこと（以下、当該重要事実を「本件重要事実」といいます。）。また、2025 年 6 月 27 日時点において、本件重要事実に関する当社を含む各当事者の対応方針等が不透明である中、2025 年 6 月 10 日付プレスリリースに記載のとおり、重要事実が存在しないことが本公開買付開始の前提条件の一つとなっており、2025 年 6 月 27 日現在、本公開買付開始の前提条件の充足を確認することができていないとのことでした。公開買付者は、引き続き、本件重要事実の取り扱いを含め、本公開買付けの開始に向けて、当社の取締役会及び特別委員会との協議及び交渉を進めているとのことでしたが、2025 年 6 月 27 日現在、当該協議及び交渉が継続しているとのことであり、同日時点においては、当該協議及び交渉の進捗状況等に鑑み、本公開買付開始の前提条件の全てが充足され、又は、公開買付者により放棄されたことを条件として、2025 年 7 月上旬から 7 月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことでした。

当社としては、2025 年 6 月 30 日付「（開示事項の経過）Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2025 年 6 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。）のとおり、本公開買付開始の当該前提条件については充足し得る（又は公開買付者において公開買付開始公告又は公開買付届出書において、重要事実に関する記載をすることにより、上記前提条件を放棄し得る）との認識であり、これについて公開買付者と協議及び交渉を継続していたものの、公開買付者が、本公開買付開始の前提条件の充足の有無について合理的理由なく充足しないとの判断を行ったと考えておりました。公開買付者は、上述のとおり、2025 年 7 月上旬から 7 月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しているとのことでしたので、当初予定であった 2025 年 6 月 30 日に本公開買付が開始されることは無いと思われたため、当社はその旨を 2025 年 6 月 30 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしました。

その後、当社は、2025 年 7 月 18 日付「（変更）Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見の変更のお知らせ」（以下「意見変更プレスリリース」といいます。）のとおり、2025 年 6 月 10 日付当社プレスリリースに

において公表しておりました、公開買付けによる本公開買付けを含む当社を公開買付け者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨（以下「原意見表明」といいます。）を決議していたものの、その後が生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、2025年7月18日開催の取締役会において、当社が設置した本特別委員会（2025年6月10日付プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。）が2025年7月17日に行った答申（以下「本答申」といいます。）の内容（本特別委員会からの答申の詳細については、意見変更プレスリリースの「2. 本特別委員会による再答申の内容」をご参照ください。）を最大限に尊重して、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けが開始された場合には、当社取締役会は、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること（以下「再意見表明」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせしておりました。

その後、2025年7月19日付で公開買付け者が公表した「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」と題するプレスリリース（以下、「2025年7月19日付公開買付け者プレスリリース」といいます。）によれば、当社取締役会により、原意見表明における、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同・応募推奨決議」といいます。）がなされ、それが撤回又は変更されていないこと、及び本特別委員会において、当社取締役会が本賛同・応募推奨決議をすべき旨の答申が行われており、それが撤回又は変更されていないことが、それぞれ本公開買付けの前提条件となっているところ、本答申及び再意見表明により、本日現在において、本公開買付けの前提条件が充足しない状況となっているとのことです。

また、そのため、2025年7月19日付公開買付け者プレスリリースによれば、公開買付け者は、本公開買付けを開始しない方向で検討しているが、本公開買付け契約においては、2025年12月31日までに本公開買付けが開始されないことが解除事由の一つとなっており、本公開買付け契約が他の事由により早期に終了しない限り、公開買付け者は、同日までの間、本公開買付け契約に基づき、本公開買付けの前提条件の全てが充足され、又は、公開買付け者により放棄されれば、本公開買付けの開始を義務付けられているため、本公開買付けの開始をしないためには本公開買付け契約の解除が必要になることから、当該解除の是非について検討をしているとのことです。

以上の通り、2025年7月19日付公開買付け者プレスリリースによれば、公開買付け者は、本公開買付けを開始しない方向で検討しており、そのために、本公開買付け契約の解除の是非について検討しているとのことです。当社として、公開買付け者の解除の是非の決定又はその進捗について知り次第、速やかにお知らせいたします。

なお、2025年7月19日付公開買付け者プレスリリースによれば、公開買付け者は、当社が、本公開買付け契約において、本賛同・応募推奨決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わない義務を負っており、そのため、公開買付け者は、当社による再意見表明は、かかる義務に違反するものと考えているとのことですが、当社としては、公開買付け者の主張には理由が無いと考えております。本公開買付け契約上、当社は、本特別委員会が本公開買付け契約を推奨する旨の答申を行ったことを条件として、本賛同・応募推奨決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わない義務（以下「賛同・応募維持義務」といいます。）を負っておりますが、本特別委員会が本答申により、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考えるに至り、これを受けて、当社取締役会は本答申を最大限尊重して再意見表明を行ったため、当社は、かかる再意見表明によっても、賛同・応募維持義務に違反していないと考えております。

この点、意見変更プレスリリースのとおり、当社は、2025年7月10日、公開買付け者に対して、本特別委員会の方針（本大株主（意見変更プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。）の意向が明らかになった時点において、本公開買付けが成立する見込みが認められないことから、本特別委員会が、2025年7月10日、本公開買付けに対する賛同意見の表明及び本公開買付けへの応募推奨が妥当である旨の6月10日付答申を撤回する必要があると判断した旨）を伝えた上で、本公開買付けを開始する意向の有無を確認する書簡を送付しました。また、当社は、2025年7月14日、本特別委員会から、本答申と大要同旨の暫定版答申書を受領したことなどを踏まえ、2025年7月15日、公開買付け者に対し、当社取締役会は、本特別委員会の答申意見を最大限尊重する必要があるため、正当な理由がない限り、当該答申意見を踏まえて意見を変更する可能性があることなどを記載した書簡を送付しました。その後、公開買付け者から当社に対し、2025年7月19日に至るまで、当社が賛同・応募維持義務に違反しているとの指摘は一切ありませんでした。

なお、2025年6月30日付当社プレスリリースのとおり、当社は、重要事実に関する本公開買付け開始の前提条件については充足し得る（又は公開買付け者において公開買付け開始公告又は公開買付け届出書において、重要事実に関する記載をすることにより、上記

前提条件を放棄し得る）との認識であり、これについて公開買付者と協議及び交渉を継続しておりました。この点、2025 年 7 月 16 日に本件重要事実が消滅したことから、重要事実に関する本公開買付開始の本前提条件については充足していると考えております。

以 上